

令和 6 年度前期(5 月～11 月) 介護等体験を希望する学生の皆さんへ

令和 6 年度前期(5 月～11 月)介護等体験の募集案内を11月中旬に掲示予定でしたが、兵庫県社会福祉協議会からの令和6年度介護等体験実施に関する通知が遅れているため、申込開始が予定より遅れる見込みです。

なお、兵庫県社会福祉協議会より連絡があり次第、申込期間等のお知らせをしますので、こまめに掲示板・HP 等の確認をお願いします。

介護等体験の申込資格等は以下のとおりです。

1. 申込資格

小学校又は中学校の免許状を取得しようとする者で次に該当する者とします。

- (1)令和 6(2024)年度の時点で3年次以上の者。
- (2)3年次に教育実習に参加する予定で、令和 6(2024)年度の時点で2年次以上の者。

2. その他

次の者は介護等体験が免除されます。

- (1)特定の資格又は免許(社会福祉士、介護福祉士、看護師等)を有する者。
- (2)小学校及び中学校教員の普通免許状の他に特別支援学校の教諭の免許を併せて取得する者。

(特別支援学校における教育実習を介護等体験期間に算入します。)

令和 5 年 11 月 8 日
学務課教育推進グループ